

医療法人恒生堂永田整形外科病院
次世代法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

2. 計画内容

(目標1)

期間雇用者を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上とする。

<対策>

- 令和3年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和3年4月～ 計画的な取得に向けて取り組む。
- 令和3年4月～ 広報等による職員へ通知する。